

ガス溶接技能講習及びアーク溶接特別教育講習に係る
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

助成金制度とは？

建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

対象となる建設業

建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

29業種

土木工事	大工工事	さく井工事	タイル・棟瓦・ブロック工事	左官工事
建築工事	屋根工事	とび・土工工事	機械器具設置工事	電気工事
石工事	管工事	しゅんせつ工事	鋼構造物工事	ほ装工事
板金工事	鉄筋工事	水道施設工事	電気通信工事	塗装工事
防水工事	ガラス工事	消防施設工事	内装仕上工事	建具工事
造園工事	熱絶縁工事	清掃施設工事	解体工事	

手続き

所定の支給申請書を栃木労働局職業安定部職業対策課分室助成金事務センターに提出します。

支給申請書・・・受講修了日の翌日から2ヶ月以内に提出。

※計画届の届出は、不要になりました。(平成30年10月1日以降)

詳細は、栃木労働局職業安定部職業対策課分室助成金事務センターへお問い合わせください。

●栃木労働局職業安定部職業対策課分室助成金事務センター

〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階

TEL 028-614-2263 FAX 028-614-2264

※申請の場合は、助成金の対象条件を必ず確認してください。

一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会
TEL 028-666-6806